

令和5年5月10日

保護者 各位

児童発達支援センター虹の家  
施設長 久保 功介

### 5類感染症への移行後の事業所における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記のとおり「新型コロナウイルス感染症」は、5月8日付で5類感染症に移行されました。

それに伴って事業所における感染症対策等を下記のとおりといたしますので、御理解・御協力下さいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 事業所における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

- (1) 家庭と連携して子どもたちの健康状態の把握を行います
- (2) 適切な換気を実施します
- (3) 基本的にマスクの着用は求めず、個人の判断とします(児童・保護者・職員含む)
- (4) 給食中の「黙食」は行わず、適切な食事環境づくりをします

\*ただし、地域や事業所内において感染が流行した場合は、活動場面に応じて、近距離や対面、大声での発声や会話を控えたり、身体的距離を確保したりする等の一時的措置を講じる場合があります。

#### 2 事業所における登園停止等の取り扱い

- (1) 感染が確認された児童に対する登園停止の期間について

「発症した後5日を経過し、かつ、発症が軽快した後1日を経過するまで」

・症状の軽快は、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

・「発症した後5日を経過」や「発症は軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

- (2) 濃厚接触者について

同居している家族が感染した場合などで、これまで濃厚接触者として特定されていた児童について、本人の感染が確認されない場合は登園停止の対象とはなりません。

#### 3 その他

- (1) 地域や事業所における感染状況から登園等に関する相談がある場合は、事業所へ連絡ください。
- (2) 引き続き、御家庭での健康管理を徹底していただき、発熱や咽頭痛等の普段と異なる症状がある場合には自宅療養し、無理をして登園することのないように御配慮ください。